

たつの市イメージキャラクター「赤とんぼくん・あかねちゃん」着ぐるみ 使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、たつの市イメージキャラクター「赤とんぼくん・あかねちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申込書の提出)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「赤とんぼくん・あかねちゃん」着ぐるみ使用申込書（以下「申込書」という。）をたつの市民まつり運営委員長（以下「委員長」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) たつの市民まつり運営委員会が使用するとき。
- (2) その他、委員長が適当と認めたとき。

(使用の承諾)

第3条 委員長は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) たつの市民まつり及びたつの市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。
- (6) その他、委員長が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。

(使用料)

第4条 使用料は、1日につき一体2千円とする。ただし、たつの市民まつり運営委員会及びたつの市は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(5) 雨天時に屋外で使用しないこと。

(6) その他、委員長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消し)

第6条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その使用の承諾を取り消すとともに、今後その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、委員長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、委員長は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年1月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年7月5日より施行する。